

総務委員会会議録

- 1 期 日 平成29年9月15日(金)
- 2 会 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 午前10時12分
(休憩 無し)
- 4 閉会時刻 午前10時37分
- 5 出席者 委員長 二村 禮一 副委員長 寺田 幸弘
委員 鈴木 正治 委員 草賀 章吉
委員 山本 行男 委員 鈴木 久裕
委員 富田 まゆみ
- 当局側出席者 市長、総務部長、総務部付参与、企画政策部長、
危機管理部長、消防長、水道部長、南部行政事務局長、
会計管理者、監査委員事務局長、議会事務局長、
所管課長
- 事務局出席者 議事調査係 鈴木
- 6 審査事項
- ・議案第 93 号 平成29年度掛川市一般会計補正予算(第2号)について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第1款 議会費
第2款 総務費
第12款 公債費
第2条 地方債の補正
 - ・議案第 97 号 財団法人掛川市開発公社の事業の総合調整及び助成等に関する
条例の廃止について
 - ・議案第 98 号 平成28年度掛川市水道事業会計剰余金の処分について
 - ・陳情第 1 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
- 7 協議事項 ・閉会中継続調査申し出事項について 11項目
- 8 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成29年9月15日

市議会議長 鈴木 正 治 様

総務委員長 二 村 禮 一

8 会議の概要

平成29年9月15日（金）午前9時12分から、第3委員会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 当局（市長）あいさつ

3) 付託案件審査

①議案第93号 平成29年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第1款 議会費
第2款 総務費
第12款 公債費
第2条 地方債の補正

第2款 総務費、第12款 公債費、第2条

[財政課、説明 9:16 ～ 9:22]

[質 疑 なし 9:22 ～ 9:31]

○二村禮一委員長

財政課の説明に対する質疑をお願いします。

○草賀章吉委員

ふるさと納税推進費の626万2千円の用途は。

●高柳総務部付参与

ふるさと納税推進費は本年度の寄付金を6億円と予定している。

この寄付金を、確実に収入すること、そして、更に推進するために、今までのふるさとチョイスのサイトの他に楽天内にサイトを開設したため、それに係るシステム委託料、楽天サイト内のHP作成、また、業務量が増えるので非常勤職員3名、更に12月に寄付金が集中するため、その時に的確、迅速に処理が対応出来るように、12月、1月の2ヶ月間に臨時職員を7名ほど採用するための経費である。

○草賀章吉委員

事務局職員はどこに常駐することになるのか。

●高柳総務部付参与

非常勤等は市役所内で業務を行う。

○鈴木久裕委員

今回2カ所に窓口を増やすが、歳入の増額補正しないのか。

●高柳総務部付参与

昨年度の寄付金総額が5億3,500万円程度だった。その額から判断し、楽天サイトを増設することで、予算額を確保したい。

12月に寄付金が集中するので、その状況から判断して必要であれば2月補正で対応したいと考えている。

○山本行男委員

入札は4社くらいあった中で一番低かったと思うが、何パーセントだったのか。他の3社も教えて欲しい。

●高柳総務部付参与

今回は、弥栄かけがわ、これっしか処、タスクフォースセンター、かけがわ街づくり株式会社の4社を選定し、応札していただいた。その結果、弥栄かけがわが、14.0%だった。現在これっしか処は15%で契約している。

○鈴木正治委員

長期償還元金について、利率が0.17%から0.01%に減ったため、元金の割合が増えたということで、29年度の補正はこのようになっているが、30年度の予算もこの利率を基準として組み立てていくのか。

●高柳総務部付参与

今後10年間の借入利率は0.01%となる。今回の利率変更により、今後10年間で利息は、当初よりも8千万円程度減額となる。

○山本行男委員

借り換えが可能などころはあるのか。

●高柳総務部付参与

主に政府系の資金と市中金融機関の2つがある。政府系の臨時財政対策債については、借り入れの条件として10年後に見直すことになっている。その他は固定と見直しの選択が可能だが、昨今の利率から判断すると、あえて見直しの方を選択するのは難しいので固定となっている。また、市中金融機関からの借り入れについては、借り入れ条件として固定で借り入れることとして、各金融機関から入札して決定している。

○二村禮一委員長

以上で質疑を終了する。

第2款 総務費

〔行政課、説明	9:31	～	9:32	〕
〔質 疑	9:32	～	9:34	〕

○二村禮一委員長

行政課の説明に対する質疑をお願いします。

○鈴木久裕委員

項目が非常勤特別職員公務災害療養補償費となっているのは、引用の適用条項がそのようになっているからか。

●高鳥行政課長

予算科目はこの名称だが、職員は一般職である。

○鈴木久裕委員

詳細を説明して欲しい。

●高鳥行政課長

非常勤職員がバイクで通勤中に横滑りで転倒し左腕を骨折した。診断の結果、機能障害が認められた。非常勤職員の公務災害の支給に関する条例があり、障がいの等級により、受けられる保障内容が決められており、12級の場合には障害補償一時金が支給されることになる。算定の結果99万7,620円を支給することになる。

○二村禮一委員長

以上で質疑を終了する。

第2款 総務費

[管財課、説明 9:35 ~ 9:36]
[質 疑 9:36 ~ 9:39]

○二村禮一委員長
管財課の説明に対する質疑をお願いする。

○草賀章吉委員
予定外の物が出てきたということか。

●村上管財課長
グッドスタイルカンパニーが建物を建てようとして基礎の杭を打ったら、何かの構造物に当たり基礎が入らなくなった。掘り起こしたところ、コンクリートの塊が残存していた。

○鈴木久裕委員
その場所は病院の跡地なのか。

●村上管財課長
場所を確認したところ、病院の跡地、もしくは旧宮脇川が流れていたもので、その構造物と思われる。

○鈴木正治委員
これで全て撤去できたのか。

●村上管財課長
建物の基礎が終わっているので、全て撤去できた。

○二村禮一委員長
売却した土地に予期せぬものが埋まっていた場合は、売り主の責任になるのか。

●村上管財課長
普通財産の売買契約書には、貸し担保の期間があり、2年となっている。しかし、今回は、はじめてグッドスタイルカンパニーが建設に着手したときに発見したため、協議のうえ処理をすることになりこのような対応をした。

○二村禮一委員長
以上で質疑を終了する。

第1款 議会費

[議会事務局、説明 9:39 ~ 9:41]
[質 疑 9:41 ~ 9:43]

○二村禮一委員長
議会事務局の説明に対する質疑をお願いする。

○富田まゆみ委員
部数が増えたが、印刷費は予算内で出来たという事だが、折り込みとはどのようなものか。

●栗田議会事務局長
議会だよりについては、折り込み業務はシルバー人材センターに委託し、配付業務を松浦梱包に委託している。折り込み業務の委託内容、は印刷した資料を綴じ込んで仕分ける作業となる。

- 二村禮一委員長
以上で質疑を終了する。

歳入 17款 寄付金

[企画政策課長、説明 9:43 ~ 9:44]
[質 疑 9:44 ~ 9:44]

- 二村禮一委員長
企画政策課の説明に対する質疑をお願いします。

- 草賀章吉委員
昨年は寄付額はいくらだったのか。

- 平松企画政策課長
同額である。

- 二村禮一委員長
以上で質疑を終了する。

[討 論]
なし

[採 決]

①議案第 93号 平成29年度掛川市一般会計補正予算(第2号)について

第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第1款 議会費
第2款 総務費
第12款 公債費
第2条 地方債の補正

全会一致にて原案とおり可決

②議案第 97号 財団法人掛川市開発公社の事業の総合調整及び助成等に関する条例の廃止について

[管財課、説明 9:47 ~ 9:48]
[質 疑 9:48 ~ 9:51]

- 二村禮一委員長
管財課の説明に対する質疑をお願いします。

- 鈴木久裕委員
議案として提出されるまでの、手順について説明して欲しい。

- 釜下総務部長
例規等については庁内の例規審査委員会で設置や改廃等について適当であるか審査して提案している。

- 鈴木久裕委員

2年前も制度改正に伴って条例改正すべきだった内容が遅れてしまい、専決で対応することになった。注意して、対応が遅くならないような体制を取って欲しい。

●釜下総務部長

25年度にきれいにすべきだったが、引き継ぎが不徹底だったため、廃止手続きが出来ていなかった。総務部が開発公社の担当と例規の担当を所管しており、申し訳なく思っている。今後、気を付けていく。

○二村禮一委員長

以上で質疑を終了する。

[討 論]

なし

[採 決]

②議案第 97 号 財団法人掛川市開発公社の事業の総合調整及び助成等に関する条例の廃止について

全会一致にて原案とおり可決

③議案第 98 号 平成28年度掛川市水道事業会計剰余金の処分について

[水道課、説明 9:53 ~ 9:54]

[質 疑 9:54 ~ 9:59]

○二村禮一委員長

水道課の説明に対する質疑をお願いする。

○草賀章吉委員

建設改良積立金に1億1千万積み立てたことにより、残高はいくらになったのか。

●杉本水道課長

今回の積み立て1億1千万円を含め1億6千万円となる。

○鈴木久裕委員

資金を内部留保でなく、資本金への組み入れや積立金としているが、公営企業の場合は、この手法しか選択が無かったのか、あえて選択したのか。

●山下水道課主幹

公営企業の場合は、利益が発生すると、利益剰余金となり利益剰余金に計上されたものを、来年度以降の建設改良などの補填財源に使う場合には、積立金に計上しないと使えないため、このようにした。

1億100万円は、資本金に組み入れとなっているが、28年度決算において資本的収支で足りなかった分の補填財源として減債積立金を使用した。その分を剰余金においておくと、利益があるように見えてしまい分かりにくいので、そのまま資本金に組み入れる形で、今回の内容を計上した。

○鈴木久裕委員

組み入れ後の資本金はいくらになるのか。

●山下水道課主幹

議案にも明記してあるとおり、処分後残高として、117億9,441万9,005円となる。これは、今までの建設改良に使用した資産に使った財源として、計上されている。

○二村禮一委員長

以上で質疑を終了する。

〔討 論〕
なし

〔採 決〕

③議案第 98 号 平成28年度掛川市水道事業会計剰余金の処分について

全会一致にて原案とおり可決

④陳情第 1 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
10:00 ～

○二村禮一委員長

委員会での協議をお願いします。

○鈴木久裕委員

ぜひ実施して欲しいと思っているが、掛川市として促進連名に加入しているので、当局の考え方を教えて欲しい。

○松井市長

静岡県は森の力再生事業として、県民税への超過課税で森の再生整備をしている。税負担を超過課税でお願いしていることになるが、民地にも対応できることで非常に有効なことから、更に5年間延長された。今回の森林環境税は、市町村が主体となって推進していくので、使用者にとって一番重要なところから事業展開ができると聞いているので、市としては創設について、実現できるように、議会の力もいただきたいと思っている。

○草賀章吉委員

県の森林づくり県民税は、今回の森林環境税が創設されても平行していくという考え方なのか。

○松井市長

県の森林づくり県民税も、すでに超過課税となっている。行政側は、どこも賛成すると思うが、議会がどのように判断するかが重要だと思う。

○草賀章吉委員

森林環境税の税率が分からないが、県も森林づくり県民税については考えるべきだと思う。

○二村禮一委員長

県の森林づくり県民税と国の税金は使い道が違ってくる。県民税で対象外となっている部分を国が補っていく形となる。

○寺田幸弘副委員長

事前の正副委員長での打合せの時にも、棲み分けをしっかりとしないといけないと話が出た。意見書にはその旨明記してある。

○富田まゆみ委員

静岡県は森林の力再生事業として市民から税金を徴収していることになると、将来的には、県民税の徴収は額が下がるような見込みはあるのか。一般の人が納得するかを考えると、さらに徴収には理解が得られないのではないかと。

●釜下総務部長

森林環境税の詳細が決まっていないが、森林づくり県民税は400円として平成32年度まで延長された。その辺も検討材料となるのではないかと。

○二村禮一委員長

この税金は掛川市のように森林を多く抱えているところにはメリットがある税だと思う。

○草賀章吉委員

この考え方は大事だと思う。静岡県が先行して実施してきたが県民税なので、東京都民のように恩恵を受けている人には負担がなかった。都市部に住む方々にも、しっかりと自覚をしてもらうには重要だと思う。

静岡県では、重複するので考慮が必要だと思う。意見書提出には賛成である。

○山本行男委員

最近、大雨があった時には山の手入れがされていないことが専門家から言われる。広く徴収するためには、この手法しかないのでは。一般の人にとっても広く見れば関わることなので、理解してもらえるのではないか。

○二村禮一委員長

この税金は、森林の整備だけでなく、温暖化対策にも繋がっていく。県民税だけでは、1割程度しかカバー出来ないで、これが創設されれば掛川市にとっても荒廃した山の整備ができるのではないかと期待する。

○鈴木久裕委員

今後、促進連盟に議会として加入していく方向を取る場合はどのような方法になるのか。

○鈴木正治委員

意見書として提出されなければ、話もできないのではないか。

○二村禮一委員長

以上で質疑を終了する。

〔採 決〕

④陳情第 1 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について

全会一致にて原案とおり可決

○二村禮一委員長

意見書の内容を決めていく、副委員長朗読をお願いします。

○寺田幸弘副委員長

「全国森林環境税」の創設に関する意見書

我が国の地球温暖化対策は、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策を主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

森林整備の促進は、森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域の雇用の拡大などによる地方創生にも貢献できるものである。

よって国においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」を早期に創設すること。
- 2 創設に当たっては、本県のほか、各府県で導入されている独自の森林環境税等との棲み分けを明確にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月6日

静岡県掛川市議会

○二村禮一委員長
この内容で良いか。

○二村禮一委員長
以上で終了する。

4) 協議事項
閉会中継続調査申し出事項 11項目

閉会中継続調査申し出事項 11項目で了承

5) 閉会 [10:37]